

中東情勢の影響を踏まえた中小企業者等に対する資金繰り支援について

県では、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰により、経営に影響を受ける県内中小企業者等の資金繰りを支援するため、県制度融資の「緊急経済変動対策資金（地域経済対策枠）」を令和8年4月1日（水）から取扱いを開始します。

あわせて、本日付けで相談窓口を設置し、県制度融資の御紹介など、資金繰り相談に対応します。

1 資金概要

(1) 資金名	緊急経済変動対策資金（地域経済対策枠）
(2) 融資対象者	<p>指定事象の影響により、次のいずれかに該当する中小企業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少していること ・最近1か月間の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれること ・最近3か月間の月平均売上高総利益率又は営業利益率が前年同期と比較して10%以上減少していること <p>※当該資金は、知事が経済変動事象を指定することで取扱いを開始するもので、今回、「令和8年3月原油価格上昇等による経済変動」を指定したものの。</p>
(3) 融資限度額	一企業 8,000万円
(4) 融資利率	年 1.85%
(5) 資金使途 ・償還期間	運転資金、設備資金 10年以内（据置2年以内）
(6) 信用保証料	年 0.45～1.59%

2 取扱期間

令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）信用保証協会申込分まで

3 融資の申込先

宮城県制度融資取扱金融機関（※県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫へ直接申し込み）

4 相談窓口〈設置場所〉

経済商工観光部 商工金融課商工金融班 TEL022-211-2744

大河原地方振興事務所 地方振興部商工・振興第一班 TEL0224-53-3199

仙台地方振興事務所 地方振興部商工・振興第一班 TEL022-275-9114

北部地方振興事務所 地方振興部商工・振興第一班 TEL0229-91-0744

北部地方振興事務所栗原地域事務所 地方振興部商工・振興班 TEL0228-22-2195

東部地方振興事務所 地方振興部商工・振興第一班 TEL0225-95-1414

東部地方振興事務所登米地域事務所 地方振興部商工・振興班 TEL0220-22-6123

気仙沼地方振興事務所 地方振興部商工・振興班 TEL0226-24-2593